

# 辟廬扇考

—— 翦・便面の考察を中心として ——

## 貝塚典子

### 一 はじめに

中國に殘る様々な年中行事には、それぞれに特有の由來をもち、脈々と長い年月受け継がれてきているものが多くある。しかししながら時代が下ると、もともとの意味合いが薄れ、形骸化して、行事に付託された意味合いが分からなくなつて、その來歴も問わなくなつてくるのも世の常かもしだい。五月五日の端午節に行われる行事の一つに扇の贈答というものがある。扇については日本での扇子のような折りたたみ式の形狀のものが見られるようになるのは一般的に北宋以降のことだと考えられており、それ以前の文献に出てくる扇を指す名稱も、實は様々である。名稱の違いによる指すべき扇の形狀の違いも、判然とは區別がつかなくなつてゐる様相を呈している。本稿では、唐

宋の頃までの扇を指す語を整理し、その中で特に翦と便面を取り上げて考察を加える。翦は周代の葬禮の器物であり、扇の類であると漢代以後の注釋家達に説明されている。また便面も漢代の墓中の畫像石に多く描かれている扇である。三世紀以降五月五日の端午節が確立し、年中行事の一つの要素として唐の頃には盛んに扇の贈答が行われるようになつていった背景を考察し、扇という器物に付與された原初的な要素を探つてみたい。

### 二 五月五日の贈答品としての扇

唐の太宗には、臣下の長孫無忌と楊師道に扇を下賜し、次のように語ったとされる話がある。

五月舊俗、必用服翫相賀。朕今各賜君飛白扇一枚、庶動清風、以增美德。(『唐會要』卷三五書法)

と、「鸞・鳳」「蟠・龍」の文字を扇に飛白書<sup>(1)</sup>で書き、「五日は昔からの風俗で身に付ける器物をもって互いに祝いをする。朕が扇を二枚與えるので、清風を起こして美德を増やせ。」と述べたという。ここで太宗が語った端午節の贈答の習慣とは、唐代には既に廣く行っていたもののように、目上から目下に贈られるものとばかりは限らない。唐代に

高宗永徽三年五月己未制、禁斷五日進獻及更相贈遺。(『冊

府元龜』卷六三帝王部・發號令二)

という禁令が出されており、目下から目上への進獻と同格者同士での贈遺が禁止されている。また、開元二十五年六月にも

五月五日、細碎雜物、五色絲算、竝宜禁斷。(『唐會要』卷

二九節日)

と、こまごました小物や、五色の絲かごの贈答が禁じられている。これらの禁令は、裏を返せば贈收賄につながりかねない程、端午節には贈答の習慣が廣く浸透していたことを示している。<sup>(2)</sup> 中でも端午節に扇を贈る記述は多く見られる。六朝の『宋書』卷四一に

元徽五年五月五日、太后賜帝玉柄毛扇。

と、明恭王皇后が帝に玉の柄の毛扇を贈ったことが記されている。

そして唐代には、翰林學士が賜ったものとして、唐の李肇の『翰林志』に

端午、衣一副・金花銀器一事・百索一軸・青團鏤竹大扇一

柄・角櫻三服・粧蜜。

とある。金製銀製の器に、長命縷とも呼ぶ五色の絲や角黍(ちまき)、砂糖と共に、竹製の大きな丸い扇が下賜されたことが記されている。また、北宋末には、

歲時雜記 鼓扇百索市、在潘樓下、麗景門外、閨闥門外、朱雀門内外、相國寺東廊外、睦親・廣親宅前、皆賣此物。

自五月初一日、富貴之家、多乘車萃買、以相饋遺。鼓皆小

鼓、或懸于架、或置于座。或鑼鼓雷鼓 其制不一。又造小

扇子、皆青黃赤白色、或繡成畫、或縷金或合色、製亦不同。

又秦中歲時記云、端午前二日、東市謂之扇市、車馬於是特

盛。(陳元觀『歲時廣記』卷二十一「送鼓扇」)

と書かれ、北宋開封では、扇を賣る市が五月一日より立つてい

たことが分かるのである。富貴の家の者が車に乗って買ひに来て、互いに贈答し合う習慣があり、扇は様々な色のものや刺繡で繪を施したものなどもあつたとある。

さて、この扇の市がたつ五月のはじめ、端午については『藝文類聚』卷四歲時中・五月五日に、

風土記曰、仲夏端午、烹鷺、角黍。端午始也。謂五月初五日

也。

と書かれ、『初學記』卷四歲時部・五月五日第七敍事にも

周處風土記曰、仲夏端午、烹鷺、角黍。注云、端午始也。謂

五月五日。

と書かれている。同様の記述は『太平御覽』卷三一時序部・五月五日にも以下のようにある。

風土記曰、仲夏端午、端初也。俗重五日、與夏至同。

そもそも舊暦の五月は氣温が上昇し、高溫多濕で細菌が繁殖し、食中毒や疫病が流行しやすくなる時期であるため、

五月俗稱惡月、多禁。(『荊楚歲時記』)

と、五月は惡月であると認識されていた。また、夏至は一年の中で最も日の長い日であるが、これを境に日は短くなり始めるため、夏至は陰陽の分かれる境界の時として認識されていた。後に夏至の惡疫祓いの諸行事は、端午の節日が三世紀中葉に成立すると、端午に移行するようになる。<sup>(3)</sup>そのため、五月五日には梶の羹を食べる習慣や、角黍を食べたり、

五月五日、荊楚人竝有蹋百草、將艾以爲人、懸門戶上、以禳毒氣。(『太平御覽』卷三一時序部・五月五日所引の『荊楚歲時記』)

と、艾(よもぎ)を探り人の形を作り、毒氣を祓う習慣が行われた。他にも、屈原との關わりで説明されることもある競渡も、五月五日の行事である。また中國南方でよく語られる呪術の一つである蟲毒の傳承も、材料である様々な蟲を集めの日は五月五日とされている。<sup>(4)</sup>これらの行事が、いざれも夏のはじめの、特に高溫多濕の南方において疫病等の災いを忌む辟邪の意圖で行われていたものであることは、以前に拙稿で論じた所である。<sup>(5)</sup>

それによれば、特に競渡は、タイ等の南方の習俗との關わりが認められた。また蟲については、長江流域で漢代から罹患の確認できる感染症である所の日本住血吸蟲症との關わりが考えられた。

では、上述の如く夏季に關わる習俗に記載される様々な器物の中で、あらためてここで扇について考えてみたい。宋代には扇の市がたつ程の盛行をみるが、唐代にも既に五月五日の贈答の様々な器物の一つとして、廣く扇が贈られていた。このことからすると、夏の暑さに涼をとるのにふさわしいものとして扇が好まれていたことが想像できる。ただ、先述の『唐會要』卷二九節日や『翰林志』では、扇と共に挙げられている贈遺品には五色絲算や百索がある。これは『太平御覽』卷三一時序部の五月五日に、

風俗通曰、五月五日、以五彩絲繫臂者、辟兵及鬼、令人不病瘟。

と書かれ、『後漢書』禮儀志・中にも

漢兼用之、故以五月五日、朱索五色印爲門戶飾、以難止惡氣。

と記載される所の、臂にかけ魔よけにする五色の絲のことであろう。別名朱索・長命縷・續命縷・五色絲ともいわれるものである。五色絲は扇と同様に五月五日に好んで贈遺される品であり、魔よけの中でも特に、『太平御覽』の「人をして瘧(はや

り病) を病ましめず」、『後漢書』の「以って惡氣を難止す」とあるように、夏の暑さから生じる災厄の中でも流行病を阻止する意圖をこめて贈られるものである。<sup>(6)</sup>

同様に扇についても唐代の『雲仙雜記』卷一洛陽歲節には  
端午、朮糸艾酒。以花絲樓閣挿鬚。贈遺辟瘟扇。

とある。五月五日に、もちあわで作った糸やよもぎ酒を作り、美しいあやぎぬで作った樓閣の形をした髮飾りを髪に插して、辟瘟扇を贈るという。辟瘟扇とは瘟(はやり病)をさける效能のある扇という意味である。夏に考えられる災厄の中でも特に流行病を避ける意味合いをこめて扇が贈遣されていることが推察できる。夏には水害やまた日照りなどの天災と共に、食中毒などの體を害する災いが考えられるところであるが、中でも流行病を防ぐことが期待されて扇に呼稱がつけられている。こ

こから、特に夏の流行病が重大な關心事の一つであったことが窺える。様々な感染症が高溫多濕な氣候の中で力を増し、害悪を及ぼすことが危惧される時に、扇に藥效、治癒力を求めるかのような呼稱がなされている。これは、扇が單に暑さをしのぐためだけに使われる器物ではないということを示している。扇にいかにして、はやり病を避ける效能が期待されるようになつたのかを考えるため、扇のもつ原初的なイメージを次に探つてみたい。

### 三 扇の異稱

扇は、古來より多くの文献に記されているものであるが、その呼稱は實に様々でその指し示すものも同一ではないようと思われる。まず、『春秋繁露』の同類相動には暑さをしのぐものとして以下のように説明されている。

物故以類相召也。故以龍致雨、以扇逐暑、軍之所處以棘楚。そして材質については、『太平御覽』卷七〇二服用・扇には、西京雜記曰、天子夏則設羽扇、冬則設繪扇。

と、動物の羽や絹で作られた扇が登場する。

また、扇の別稱として『方言』第五には以下のようにある。  
扇、自闊而東謂之箇、自闊而西謂之扇。

『釋名』釋喪制にも

翫、齊人謂扇爲翫、此似之也、象翫扇爲清涼也。

とあり、箇・翫・扇の名稱が、地域による呼稱の違いによるもので同一のものを指すことが記されている。『說文解字』五編上・竹部にも以下のように箇は扇の異稱と書かれている。

箇、扇也。從竹走聲。

以下、夏に重寶され冬に忘れられ打ち捨てられる存在として語られる内容からも、箇・翫・扇がほぼ同じものであると認識されていたことが確認できる。

人夏月操箇、須手搖之、然後生風。(『論衡』是應)

如冬日之扇、夏日之裘、無用于己、萬物變爲塵埃矣。〔文子』上禮)

中夏用箑、快之、至冬而不知去。裘衣涉水、至陵而不知下、未可以應變。〔淮南子』說林訓)

夫夏日之不被裘者、非愛之也、燠有餘於身也。冬日之不用翫者、非簡之也、清有餘於適也。〔淮南子』俶真訓)

更に、現在のとうぎ形の折りたたみ可能な所謂扇子は、一般的に日本から宋代に中國に輸入されたものであると考えられて

いるが、その根據となつていてる記述には以下のようなものがある。宋の江少虞の『宋朝事實類苑』卷六〇風俗雜志・日本扇に北宋の開封の相國寺門前市で日本扇を賣っていたとされる。

熙寧末、餘遊相國寺、見賣日本國扇者。琴漆柄、以鸚青紙。厚如餅。搆爲旋風羽。淡粉畫平遠山水、薄傳以五彩、近岸爲寒蘆衰蓼、鷗鷺佇立、景物如八九月間。艤小舟、漁人披蓑釣其上。天未隱隱、有微雲飛鳥之狀。意思深遠、筆勢精妙、中國之善畫者、或不能也。

とある。しかし一方では明の『平妖傳』四十回本の第十一回には、

那時摺疊扇還未興、舖中賣的是五般扇子。那五般是紙絹團扇、黑白羽扇、細篾兜扇、蒲扇、蕉扇。

と書かれ、ここではまだ物語の舞臺となる北宋の頃に折りたたみ式の扇子は扇舗に賣られていなかつたとされてゐる。

そしてはつきりと折りたたみ式扇が日本扇であると示す記述が明の陳霆の『兩山墨談』である。

宋元以前、中國未有摺扇之製。元初、東南夷使者持聚頭扇、當時譏笑之。我朝永樂初、始有持者、然特僕隸、下人用以便事人焉耳。至倭國以充貢、朝廷以偏賜羣臣、內府又做其制以供賜豫、于是天下遂通用之、而古團扇則惟江南之婦人猶存其舊、今持者亦鮮矣。

これによれば、宋元以前には中國には折りたたみ式の扇子は存在していなかつたことになる。だが一方で、『樂府詩集』四十卷子夜四時歌の「夏歌二十九首」の第五首目に

疊扇放牀上、企想遠風來。輕袖拂華妝、窈窕登高臺

という晉代の歌も見られる。既に六朝期には折りたたみ式の扇が存在していた可能性もあるかと思われる。扇の名稱ごとに具體的に指示示す形狀が知りたいところである。

また、別には便面も扇と同じものとして擧げられる。『漢書』張敞傳に、

然敵無威儀、時罷朝會、過走馬草臺街、使御吏驅、自以便面拊馬。

とあり、自ら持つていて了便面で馬を打つたという。顏師古の注には以下のように書かれている。

便面所以障面、蓋扇之類也。不欲見人、以此自障面則得其便、故曰便面、亦曰屏面。今之沙門所持竹扇、上袤平而下

圜、卽古之便面也。

ここで、便面とは、扇と同じく顔の前に置き、表情があらわに見られることを遮る用途のものである。竹でできており、形状は上が廣く平らであり、下はまるいとされている。便面は、あおぎ、風をゆらして涼をとる用途以外に、顔をかくす目的で用いられ、その意味でまた屏面という呼び名も同じであるといふ。屏面については、同じく『漢書』卷九十九中の王莽傳の後常翳雲母屏面、非親近莫得見也。<sup>(8)</sup>

後常翳雲母屏面、非親近莫得見也。<sup>(8)</sup>  
に、顏師古が以下のように注をつけていいる。

屏面卽便面、蓋扇之類也。

元來、名稱が異なるということは、その指し示すものが別ものであることを意味すると思われる。ただ、地域間の交流や時代の變化の中で、似た形狀や用途のものを混同し、もともと意味していた事物ではない、別のものを指し示す言葉として使われていくことが多くあつたであろうことは想像できる。そのため、箋・翫・扇・便面・屏面の違いを論じることはなかなか難しく、その指し示すものの差異があまり判然としていない現状があるように思う。ただその中で、翫と便面については特色ある記述が多く確認できたので、以下に検討を加えていきたい。

## 四 便面の形狀と效用

先述の『漢書』張敞傳では、便面は竹製で、上が廣く平らで



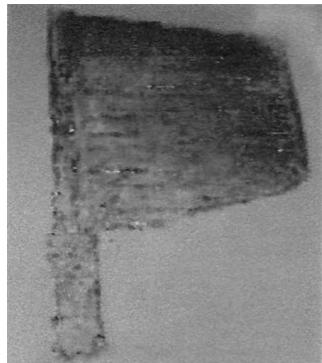
圖① 山東省沂南漢墓博物館編  
『山東沂南漢墓畫像石』齊魯  
出版 二〇〇一年一月 七  
七頁 圖七十一 後室南側隔  
牆西面畫像

あり、下はまるいとされていた。<sup>(9)</sup> 具體的な形狀がよくつかめない中ではあるが、漢書の記述のように官吏が扇のようなものを手に持つ畫像石を見る事ができる（圖①）。これと同様の菜切り包丁の形をした柄のついた竹製の扇の實物が湖北省江陵馬山の一號楚墓から出土している。大變保存状態のよい形で残されており（圖②）、また、官吏が扇のようものを手に持つ俑が一九五八年湖南省長沙市金盆嶺九號墓より出土し、湖南省博物館に收藏されている（圖③）。

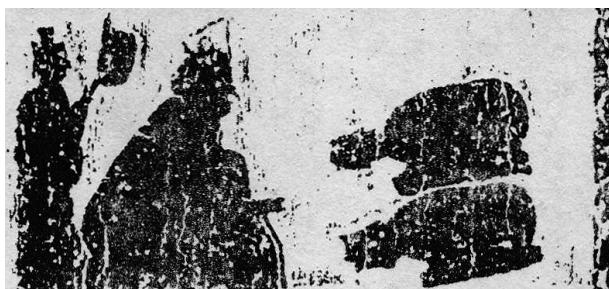
この菜切り包丁形の扇を持つ人物像は、漢代墓中の畫像石の中に豊かな神話の世界の人物畫等と共に、多數見られるのであり、多くの研究者がこれを、便面を手に執る圖として説明している。例えば、貴人をあおぐ侍者の姿（圖④）、また車列の車馬の前で便面を手に持ち先導する從者の圖もある（圖⑤・圖⑥）。



圖③ 圖②に同じ。



圖② 「光明日報」二〇一二年三月七日「雅趣」隴菲「漫議“便面”—兼談文物圖像命名」



圖④ 朱錫祿編著『武氏祠漢畫像石』山東美術出版社 一九八六年十二月 九十五頁 圖百五 西子闕闕身北面畫像 第二層拜謁



圖⑤ 江蘇省文物管理委員會編著『江蘇徐州漢畫像石』科學出版社 一九五九年八月 圖六十八 銅山縣安樂村地區的畫像石

そして便面を手に舞う圖（左列の下から二人目）（圖⑦）に、更には異形の假面をかぶり斧のようにも見える便面を振りかざして舞い踊る圖がある（圖⑧）。また客人を迎える主人が便面を手に持つ圖（圖⑨）、更に宴會の場面の煮たきの際に火をおこして料理を作る従者の圖（圖⑩）など、出土した場所も各様

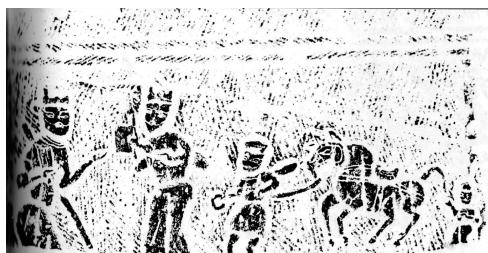
であるにも関わらず漢代の畫像石には便面を持つ人物像が多く描かれている。このような場面での便面の使われ方を見ると、單に暑さをしのぐために風をあおぎ、涼をとるという目的の外にも、便面は季節に關わらず日常的に用いられていたものであることがわかる。まず車列の車馬の先導をする従者が持つ便面は、いかにも象徵的である。露拂いをし、これから車馬の通行する道を開けさせるた



圖⑦ 山東省沂南漢墓博物館編『山東沂南漢墓畫像石』齊魯出版 二〇〇一年一月 三十五頁  
圖二十三 前室八角柱櫨斗和柱身東面畫像



圖⑥ 土居淑子『古代中國の畫象石』同朋舎 一九八六年六月 圖百十六 函谷關畫像



圖⑨ 高文編『四川漢代畫像石』巴蜀書社 一九八七年二月 六十三頁 圖十四 宜賓石棺迎客圖



圖⑧ 山東省沂南漢墓博物館編『山東沂南漢墓畫像石』齊魯出版 二〇〇一年一月 九十五頁「豹戲」



圖⑩ 北京魯迅博物館・上海魯迅紀念館編『魯迅藏漢畫象(二)』上海人民美術出版社 一九九九年六月 圖十  
三 山東漢畫像、金鄉朱鮪石畫像

めの視覺的な効果がある。その上で、便面でおぎ拂うものは、目に見える蟲の類やほこりや暑氣はもちろんのこと、目には見えない惡氣やよどんだ空氣や、はやり病のもとになる病原菌などの邪氣全般をも祓つて道中を清めていく意味合いがあつたとは考えられないであろうか。また、客人を出迎える主人が手に持つ便面は、『漢書』の顏師古の注にあるように、顔の表情をあらわに見せない意味以外にも、車列の先導と同様に、客人を迎える際の惡氣を祓う意味も読み取ることが可能であろう。



圖⑪ 鄭州市博物館張秀清・張松林編著『鄭州漢畫像磚』河南美術出版社 一九八八年九月百三十四頁 翹袖折腰舞

更に、舞い踊る舞人が所持する便面は、舞の體の動きと共に搖れて空氣を攪拌する。後世の舞踊に扇が様々に多用される原型がここに既に描かれている。他の畫像石に長い袖をはためかせ踊る舞の圖（圖⑪）もあるが、元來衣をふる行爲というものは、『禮記』喪大禮では、死者の魂をよびよせるほどの靈力を持つものであった。

復者朝服。（中略）皆升自東榮、中屋履危、北面三號。卷衣投於前、司服受之。降自西北榮。とあるように、死者の體からぬけ出て浮遊している魂を、死者

の衣をふり、名を呼ぶことによって再び呼びよせ、ひきとめようとするのである。衣をはためかせ空氣を攪拌させる舞踊は、娛樂であると同時に目には見えない鬼神と交信をする手だてでもある。便面をふりかざして舞う情景は、單なる娛樂ではなく、特に圖⑧の如く異形の假面をつけて踊ることも見られるのであるから、邪氣を祓う呪術的な靈力を高める道具として便面が機能しているとさえいえるものであろう。

また單なる煮たきの場面に見える火をおこしている便面の圖についても、深津胤房「古代中國人の思想と生活」に指摘する如く<sup>(10)</sup>、煮たきの際の香りによる辟邪ということに思いをいたすと、實はことさら風をたてることに意味があるよう考へられる。『禮記』玉藻には、

膳於君、有葷・桃・荔。於大夫去荔、於士去葷。皆造於膳宰。

と、しあうがやねぎやにんにくの香りが強く辛い葷（なまぐさ）を好んで食べることが書かれ、鄭玄の注には以下のようにある

膳美食也。葷・桃・荔、辟凶邪也。

香りの強いものが惡氣を祓うのである。同様に『論語』鄉黨にも孔子の食生活について

沽酒・市脯不食。不撤薑食。不多食。

とある。薑（しあうが）を食べることについて朱熹の注では以

下のように、けがれたものや悪いものを祓うことができるといふ。

### 薑、通神明、去穢惡。故不撤。

この體内に香りの強いものを取り入れることにより、體からけがれや悪いものを祓う效用を考えると、便面によつて調理過程の煮たきの風がたち、食べ物の香りが周りに擴散されることに、香りによる辟邪という原初の呪術的な意味合いを考えることも可能であるかと思われる。

唐の韓鄂の『四時纂要』五月に引用する『荊楚歲時記』には、歲時記云、午日、以線線五色造長命縷、繫臂上、辟兵。又以艾蒜爲人、安門上、辟瘟。

と、五月五日によもぎやにんにくをつて人の形を作り、門の上において流行病を防ぐ、とある。匂いの強いものには魔よけの意味があるのであり、特に病を退散させる效能があるとされている。五月五日には

以菖蒲或縷或屑、以泛酒。〔荊楚歲時記〕

と、芳香のある菖蒲の葉や根を細かくして菖蒲酒に用いることが知られているが、燃やすと惡臭を放つ雄黃も、明代には酒に用いられることが盛んになつた。<sup>(1)</sup> 雄黃酒は大人が飲むだけでない。清の『帝京歲時紀勝』には、

飲餘則塗抹兒童面頰耳鼻竇揮灑床帳間。以避蟲毒。とある。子供の顔の、耳や鼻などの粘膜にぬつたり、寢室にふ

りまいて蟲の毒を防ぐとされている。これは現在、ダニやゴキブリなどの害蟲除けにミントの香りの防蟲剤を居室に置いてみる發想と同様の、香りによる辟邪である。香りの強いものを身につけたり、飲食によつて體内に攝取し汗や會話の際の體臭として發散すること、あるいは煮たきの際に風をあおいで匂いをたてることは、いずれも香氣によつて疫病や害蟲を退散させ、邪氣を祓う效能を帶びた行爲である。

漢代畫像石に見られた便面を持つ圖からは、いずれも風をあおぎ、害惡や邪氣を遠ざける、うち拂う仕草が想い起された。一方、長い袖をはためかせて踊る仕草は、先述の『禮記』喪禮の招魂の記述のように、拂う意味よりも招く仕草に近いものかもしれない。邪氣を祓うのであれば、身につけた衣服の一部である袖で行うよりも、器物として身から切り離されている便面で行う方が、道理にかなうように感じられる。邪氣を袖に付着させることは避けたい心情が想像できるからである。

このように便面は、漢代の畫像石の圖像等から、邪氣をうち祓う意味あいを持つものに捉えられるところである。では次に翫とよばれる扇の意味についても検討をしてみたい。

## 五 翫の形狀と效用

まず、翫は周代には葬禮の際の旗指物であったという。『禮記』明堂位に

有虞氏之綏、夏后氏之綱練、殷之崇牙、周之璧翫。

と書かれ、これに鄭玄が注して

周禮・大喪、葬、巾車執蓋、從車持旌。御僕持翫。旌從遣

車、翫夾柩路、左右前後。天子八翫、皆戴璧垂羽。諸侯六

翫、皆戴圭。大夫四翫。士二翫、皆戴綏。

と言い、更にこれに孔穎達の正義では以下のように言う。

周之璧翫者、謂周代以物爲翫、翫上戴之以璧。陳之而郭柩

車。蓋從車持旌、御僕持翫者、證明葬有旌旗及翫之義。

つまり、周代においては身分によって、翫の數は定められており、葬列の車に下僕が翫を持ち付き従う。翫で柩の行く道を左右前後にとりかこみ、隨行するのである。翫の上には璧をもつて飾りとし、そのため「璧翫」とも表現され、下には羽を垂らす。翫は葬禮における旗指物であるという。同様の記述は、『禮記』禮器にある。

天子崩、七月而葬。五重八翫。諸侯五月而葬、三重六翫。大夫三月而葬、再重四翫。

また、『左傳』襄公二十五年にも  
崔氏側莊公于北郭、丁亥葬諸士孫之里。四翫不蹕。下車七乘、不以兵甲。

と書かれている。

そしてその材質について『說文』には  
翫、棺羽飾也。天子八、諸侯六、大夫四、士二。下垂。從

木製の筐（はこ）のことであり、布に繪が描かれているものでおおい、墓中にたてかけて置かれるという。『禮記』喪大記

羽、妾聲。

とされ、羽の飾りであり、下に垂らすとある。また別には、

『淮南子』氾論訓では

殷人用柳、周人墻置翫、此葬之不同者也。

とあり、高誘の注には以下のようにある。

周人兼用棺柳、故牆設翫、狀如今要扇、畫文、插置棺車箱

以爲飾。多少之差、各從其爵命之數也。

この『淮南子』によると、翫は葬禮の旗指物として墓室に柩と共に持ち込まれた後、壁にたてかけて設置される様は要扇のようであるという。要扇は、第三節で折りたたみ式扇について述べた際の注記にある如く、折りたたみ式の扇をさすものであろうかと思われる。また、先述の『漢書』張敞傳の顏師古の注に便面は屏面をさすともあり、漢代では屏風も墓中から多く出土する。ここに言う翫は、墓室にたてかけて置かれる様が屏風と似ているというのであろうか。また、『周禮』夏官・御僕の「大喪持翫」の賈公彥の疏には、

漢禮、翫以木爲筐、廣三尺、高二尺四寸、方兩角高片、以白布畫雲氣、其餘各其象。柄長五尺、車行使人持而從、既窆樹於壙中。檀弓曰、周人置翫是也。

と書かれている。この賈公彥の疏に従えば、翫は漢代の禮でいう木製の筐（はこ）のことであり、布に繪が描かれているものでおおい、墓中にたてかけて置かれるという。『禮記』喪大記

の

畫翫一皆戴綏。

の孔穎達の疏でも以下のように、翫は扇の形状で木製だと説明されている。

翫形似扇、以木爲之。

このように、翫は『說文』では羽飾りであるとされ、『禮記』明堂位で孔穎達は、璧を載せ羽を垂らし飾るものとし、『周禮』夏官・御僕の賈公彥の疏では木製のはここで、『禮記』喪大記の孔穎達は木製の扇だという。更に周代の墓中からは、銅翫と思われる器物が多數出土していると。張天恩は「周代棺飾與銅翫淺識」<sup>(12)</sup>の中で、信陽楚墓M1の遺冊に、

一長羽翫、一徑翫、二竹翫。

という記載があることから、翫には禽の羽や竹や木などの材質のものがあつたが、保存されていないだけであり、西周中期以降に銅翫がよく見られるようになつたと述べている。實際、一九五九年出土の上村嶺虢國墓地M二一一九や、二〇〇七年出土の陝西省韓城梁帶村芮國墓地M五〇〇二の銅翫には、持ち手の木の柄がついているといふ。そして銅翫の形状については、芮國墓地出土の銅翫について

各墓銅翫的形制雖有不同、但翫體上部的中間有一圭形銅件、兩側有對稱飾件、整體呈三叉(齒)狀的特征還是比較一致的、

與其他地區周代墓葬的銅翫形制類似。

と述べ、中央上部がとがった形で兩側には對稱に飾りがあると。また別に、一九七九年に河北省平山縣の戰國時期の中山王の墓から銅翫が出土した際にも、それは當初單に山字形の器物と報告され、銅翫とは見なされていなかつたといふ。同様に、天馬一曲村遺跡北趙晉侯墓地M九三から出土した翫も、北京大學考古學系・山西省考古研究所が「天馬一曲村遺跡北趙晉侯墓地第五次發掘」を『文物』一九九五年七期で報告した際にも、當初は長方形の銅片と石戈が出土したと述べられたといふ。しかし、この長方形の銅片と石戈についても張天恩は銅翫であると判斷している。<sup>(13)</sup>寫眞が載せられていないため、具體的な形狀は明確ではないが、周代の墓中から出土した銅翫は、現存する記述には見られない銅製の翫の存在を我々にはつきりと教えてくれるものである。

以上、翫については漢代の記述や周代の墓の考古資料を検討したところ、周代には葬禮の旗指物を示す語であったことが分かる。材質は木・竹・羽・銅と様々であるにせよ、周代では葬禮の際に柩を墓室へ運ぶ道中に、柩を覆い隠す役目をする儀禮的な器物であったことがいえるであろう。そして、柩と共に運び込まれた墓中においては、張天恩も

放置于椁內外棺頂上、或樹、倚于棺旁。

たり立てかけたりするのである。葬禮で用いられる翫は、墓室への道中では、柩をむき出しにせず、遮断し覆い隠すものであり、そこには忌むべき屍と生者とを隔てる意圖があろうかと考えられる。更に翫を持つ從者が柩の周りを囲むことにより意義を整え、使者を粗末には扱わないという意志も視覚的に明確に示すことができるはずである。

先述の『禮記』明堂位の璧翫については、魯瑞菁が「馬王堆一號墓與砂子塘墓葬具之『璧翫』圖像研究」で、「璧翫」の語は「避煞」と音通であるからと、翫に璧を飾ることによる辟邪の意味を述べている。<sup>(15)</sup>確かに璧翫には文字のみならず、實際の葬禮の道中において、歩みと共にその涼やかな音色が響きわたり、士大夫の佩玉のような音による辟邪の効果も確實にあつたはずである。また周代の墓から出土した銅翫も同様に、葬禮の進む列に、澄んだ音を鳴り響かせ、空氣をふるわせ邪氣を祓い、辟邪の役目を果たしたに違いない。

翫は第二節で挙げたように、漢代の文献では既に扇、箇とほぼ同じ意味で用いられ、特に葬禮の器物に限らず、廣く扇の異稱として認識されていたことが分かつていて<sup>(16)</sup>。しかしながら、周代の禮制では葬禮の器物を指すものとして用いられ、特に死者と生者を分け、遮斷すると同時に、璧翫や銅翫を用いた場合にはその觸れてぶつかり鳴らす澄んだ音色が葬禮の邪氣を祓う效用もあったことが考えられた。漢代以後、翫が廣義の扇をさ

す語として用いられるようになってからも、もともとの翫のもつ儀禮の場での靈力、中でも辟邪の效力を有する所は、その根底に引き継がれていったであろうと考えられる。

## 六 おわりに

扇の別稱には、箇・翫・便面・屏面などが挙げられるが、時代や地域によりその名の指す具體的な形狀や材質の認識には、差異のあるところである。異なる名稱が同様のものを指していると考えられる記述もあれば、同じ名稱のものが時代によって用途や形狀が異なるものに變化していることもある。

その中で、便面は漢代の畫像石の中では菜切り包丁のような形をして、地域による造形の違いを見せずに同一の形狀で多數描かれている所であり、畫像石の中でどのような描かれ方をしているかを考察することで、その用途、便面に付與されているイメージを探ることができた。

例えば、車列を先導する從者たちが便面を手に持つ様は露拂いをしているようであり、目に見える蟲の類やほこりを拂う意味もあるが、更によどんだ空氣や病原菌などの邪氣全般をも祓い清める仕草のように思われた。また主人が客人を出迎える圖でも主人の手には便面が握られており、時には顔の表情を隠す遮蔽の用途にも使える所ではあるが、車列の先導と同様に、客人を迎える場の惡氣を祓う效能も感じとれるところである。

他にも舞い踊る舞人の手にも便面が握られ、舞の動きと共に空氣を攬拌する様子は、特に異形の假面をつけて踊る呪術的な場面においては、場を清める効果を持つ道具として便面が機能していることが考えられた。そして、煮たきの場面でも便面を使い火をおこし風を立てている様が描かれているのは、便面が实用性を持った道具として使われていた面もありながら、香りをことさらにたてるところにも意味があるようと思われた。しようとやねぎやにんにくの香りの強い葦（なまぐさ）を好みで食べることで、その香りにより悪氣を祓うことができるという考え方からすると、香りによる辟邪の效能を意圖して風をたてる呪術的な意味合いがそこに付與されていると考えられる。便面はこのように悪氣を祓い、時には香りをたてて疫病や害蟲を退散させる辟邪の呪術的な效用が見出せるものであると考えられた。

また、翫とは、周代には葬禮の旗指物を意味していたことが漢代の文献や周代の墓から分かる所であるが、墓室への道中で柩を遮蔽し、覆い隠し、生者と死者を分かつという翫が擔っていた用途こそ、扇全般の持つ最も本質的な用途の一つであろう。更に、璧翫のように翫に璧を飾ったものや、銅翫のよう銅で作られたものは、葬禮の際に、涼やかな清めの音色も響き渡らせたに違いない。便面の香りによる辟邪と同様に、翫には音による辟邪の效用もあると考えられる。

ここであらためて五月五日の端午節に、扇を贈答する習慣について考えてみると、第二節で述べた如く北宋では扇を賣る市がたち、唐代でもその贈答をめぐる記述が多く見られる所であった。舊曆の五月は高溫多濕で食中毒や疫病が流行しやすくなる時期で惡月であると認識されている。特に端午節に贈答される扇を辟癌扇とよぶように、この時期の扇は夏の暑さから生じる災厄の中でも、はやり病を阻止する意圖をこめて贈られるものである。單におおげは涼しいという效果にとどまらない呪術的な意味をこめて辟癌扇とよばれているのは、周代の翫や漢代の便面が持っていた辟邪の意味合いを扇が脈々と受け継いできているからではないだろうか。翫は生者と死者を分かち、遮蔽する。更には清らかな音色を立てることで士大夫の佩玉のように邪氣をうち祓う效能も持つことができた。便面はおおぐことで場を祓い清め、また香りをたてる場合には穢れや悪氣をも祓う效果もある。辟癌扇は、單なる涼をとる道具ではなく、呪術的な意味合いを持ってその靈力を頼みに縁起物として好まれていたからこそ、端午節の贈答品としてもてはやされていたのではないかと考えられる。

### 【注】

(1) 太宗は王羲之を好み、飛白書を得意とした。飛白書とは筆の運びを飛ぶようにし、かすれて書かれた高いデザイン

- 性をもつもので、漢末には成熟した形式を成していた。(全容範「古今飛白書に關する一考察―用筆を中心に」『デザイン理論』五十、二〇〇七年 意匠學會會誌編集委員會)
- (2) 中村裕一『中國古代の年中行事 第二冊 夏』汲古書院、一〇〇九年十月
- (3) 注2に同じ。
- (4) 『隋書』卷二 地理志下で、揚州について述べた所に以下のようにある。
- 然此數郡、往往畜蟲、而宜春偏甚。其法、以五月五日聚百種蟲、大者至蛇、小者至蟲、合置器中、令自相啖、餘一種存者留之。
- (5) 抽稿「鵝夷革囊考—伍子胥との關わりにおいて」『國學院雑誌』第九七卷第十一號、一九九六年十一月／抽稿「蟲の諸相—日本住血吸蟲症との關連において」『中國古籍文化研究』稻畠耕一郎教授退休記念論集 早稻田大學中國古籍文化研究所編、東方書店、二〇一八年三月
- (6) 中村喬『中國の年中行事』平凡社、一九八八年一月
- (7) 王功龍・梁萍『中國扇子的起源及其功用』『中國俗文化研究』二〇〇五年、第三輯では、晉の張敞の「東宮舊事」や晉の陸雲の「與平原君書」や『南齊書』の劉祥傳を引いて「腰扇」または「要扇」が折りたたみ式扇を指すとして、六朝期には中國にも折りたたみ式扇が存在していたことを述べている。
- (8) 屏面が便面と同じものをさすのではないとする異論もあ
- (9) 曹植の「九華扇賦」の序に
- 昔吾先君常侍、得幸漢桓帝、賜方扇。不方不圓、其中結成文、名曰九華。
- と書かれ、その辭にも
- 方不應矩、圓不中規。隨皓腕以徐轉、發蕙風之寒微。時氣清以方厲、紛飄動兮純綺。
- と記される扇は、便面であるとは書かれていなが、その形狀は特徵のあるものである。「不方不圓」は四角くもまるくもなく、「方不應矩、圓不中規」は四角くとも直角ではなくく、まるみをおびていても圓ではないという形狀であり、ましてや團扇のような橢圓形や、日本の扇子のような折りたたみ式でもなく、便面に通じる形狀であろうか。
- (10) 深津胤房「古代中國人の思想と生活—香りによる祓いについて—」『松學舍大學東洋學研究所集刊第十五集』一松學舍大學東洋學研究所 一九八五年三月
- (11) 注6に同じ。
- (12) 張天恩「周代棺飾與銅製淺識」北京大學考古學叢書『考古學研究』八、科學出版社二〇一一年六月
- (13) 「外棺蓋上放置石戈五件、北部一件鋒朝南、不帶銅片。餘四件內部均夾兩層長方形薄銅片、戈鋒一南一北相錯。内

部和銅片相接外夾有薄木片。」認真查看報告的照片，顯然可以肯定所謂的長方形薄銅片就是銅翟無疑。其與他處墓地所見的一些翟體非常相似。而銅片所夾的所謂石戈，其實應是

石圭。組合起來，就是一個長方形銅片上豎有圭形石器。」  
(14) 注12に同じ。

(15) 魯瑞書「馬王堆一號墓與砂子塘墓葬具之「璧翟」圖像研究」《靜宜中文學報第一期》二〇一二年六月

(16) 翡是他には、馬車に乗る際に用いられ、羽で作られ風やほこりをさけるものと説明されている。『太平御覽』卷七〇

二服用・扇に所引の崔豹『古今注』には

周制以爲皇后夫人車服、輦車有翟、則緝雉羽爲之、以障翳風塵也。

とある。同様の記述は『周禮』春官・巾車の

輦車、組輶、有翟、羽蓋。

の鄭玄の注にも

有翟、所以禦風塵。以羽作小蓋爲翳目也。

と書かれている。

また璧翟も他には鐘や磬を架ける棚の飾りであるとする記述もある。『禮記』明堂位に

夏后氏之龍箋虞、殷之崇牙、周之璧翟。

とあり、鄭玄の注には以下のようにあるからである。

箋虞、所以懸鍾磬也。橫曰箋、飾之以鱗屬。植曰虞、飾之以羸屬、羽屬。箋以大版爲之、謂之業。殷又於龍上刻畫之爲重牙、以掛縣紜也。周又畫繪爲翟、戴以璧、

垂五采羽於其下、樹於簾之角上、飾彌多也。

更にここに孔穎達が「正義」で周又畫繪爲翟、戴以璧者、翟、扇也。言周畫繪爲翟、戴小璧於扇之上。

と疏をつけている。翟は扇のことで、鍾や磬の樂器にかけておくかぎりであり、畫を描き、上には璧を載せ、下には五色の羽をたらすとある。